

奈良市公報

号外第26号 (平成27年3月後半分)

平成27年12月10日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告示

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 1
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（2件）…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 指定管理者の指定（5件）…………… 3
- 農用地利用集積計画の縦覧…………… 4
- 平成26年度国民健康保険料督促状の公示送達…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 道路の位置指定…………… 5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 差押調書等の公示送達…………… 6
- 差押調書の公示送達…………… 6
- 配当計算書の公示送達…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 7
- 奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 8
- 森林整備計画の公衆縦覧…………… 9
- 奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱…………… 9
- 奈良市立認定こども園左京幼稚園バス利用要綱の一部

- を改正する告示…………… 9
- 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の終了の認可…………… 10
- 奈良市ガバナンス懇話会開催要綱…………… 10
- 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱を廃止する告示…………… 10
- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する要綱…………… 11
- 奈良市家庭的保育事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 11
- 奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱…………… 12
- 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 12
- 放置自転車等の処分…………… 13
- 奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱を廃止する告示…………… 13
- 指定管理者の指定…………… 13
- 奈良市幼保再編検討委員会設置要綱を廃止する告示…………… 14
- 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 14
- 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を廃止する告示…………… 14
- 市立奈良病院運営市民会議開催要綱…………… 14
- 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 15

告示

奈良市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年3月16日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 社会福祉法人大和清泉会こまどりと丘 デイサービスセンター | 奈良県奈良市二名一丁目2356番地の1 | 居宅 通所介護 介護予防 通所介護 | 平成27年3月1日 |

| | | | |
|----------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人大和清泉会 | 奈良県奈良市二名一丁目 2361番地の3 | | |
| あーす・けあ | 奈良県奈良市宝来三丁目15 -7 | 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成27年3月1日 |
| SEED PLANNING合同会社 | 奈良県奈良市中山町西二丁目1048番地の25 | | |
| ウェルライフ希 | 奈良県奈良市大和田町1166番地 | 居宅 短期入所生活介護 居宅 特定施設入居者生活介護 | 平成27年3月1日 |
| ウェルコンサル株式会社 | 奈良県奈良市三条大路五丁目2番61号 | 介護予防 短期入所生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護 | |
| デイサービスやすらぎ空間 | 奈良県奈良市南袋町4番地 | 居宅 通所介護 | 平成27年3月1日 |
| 株式会社フォーエバーシャイン | 奈良県奈良市南袋町4番地 | | |
| 学園前西特別養護老人ホーム(ユニット型) | 奈良県奈良市二名三丁目1151番地1 | 施設 介護老人福祉施設 | 平成27年3月1日 |
| 社会福祉法人奈良苑 | 奈良県奈良市二名三丁目1151番地1 | | |
| 富雄ゆーあい薬局 | 奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワーアラモード1F | 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年3月1日 |
| 株式会社ユーアイファーマシー | 兵庫県姫路市南駅前町100番 姫路パラシオ第2ビル3階 | | |

(平成27年3月16日揭示済)

奈良市告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月16日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|----------------|--------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 中畷 勝一 | | はり・きゅう | 平成26年7月1日 |
| 中畷鍼灸治療院 (中畷 勝一) | 奈良県奈良市東城戸町46-2 | | |

(平成27年3月16日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年3月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話 0742-34-1111代表

（平成27年3月17日揭示済）

奈良市告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業7・4・100号三条線（三条工区）の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成27年3月18日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部街路課

（平成27年3月18日揭示済）

奈良市告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・101号六条奈良阪線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成27年3月18日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部街路課

（平成27年3月18日揭示済）

奈良市告示第160号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年3月19日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成27年3月19日揭示済）

奈良市告示第161号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会

理事長 今井吉之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関すること。

(3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

（平成27年3月19日揭示済）

奈良市告示第162号

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山2796番地の2

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬桃香野3602番地の1

月ヶ瀬粉末茶加工組合

組合長 相和 太一

- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の利用承認及び利用制限に関する事。
- (2) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。
- (平成27年3月19日揭示済)

奈良市告示第163号

ロマントピア月ヶ瀬の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
ロマントピア月ヶ瀬
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合
理事長 福北 文雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
- (平成27年3月19日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14
奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会
理事長 巽 彌

- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。
- (平成27年3月19日揭示済)

奈良市告示第165号

梅の里ふれあい館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1
梅の里ふれあい館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2847番地の2
尾山自治会
会長 小西 伸秀
- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。
- (平成27年3月19日揭示済)

奈良市告示第166号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成27年3月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
- (平成27年3月20日揭示済)

奈良市告示第167号は、奈良市公報
号外第27号に掲載

奈良市告示第168号

平成26年度国民健康保険料第3期分、第4期分の督促状

を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉

| | 期別 | 発送年月日 |
|-----------|-----|-------------|
| 平成26年度督促状 | 第3期 | 平成26年9月19日 |
| 平成26年度督促状 | 第4期 | 平成26年10月20日 |

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成27年3月23日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年3月23日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年3月23日揭示済)

奈良市告示第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

| | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|---|--------------------|------------------|-----------|
| 旧 | ハッピーリハビリ&ナースステーション | 奈良県奈良市六条二丁目3番12号 | 平成26年8月4日 |
| 新 | ハッピーリハビリ&ナースステーション | 奈良県奈良市六条二丁目18番1号 | |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|--------------------|------------|
| ショーワ薬局 あやめ池東店 | 奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-32 | 平成27年1月31日 |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の

部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成27年3月23日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

納期限

平成26年10月3日

平成26年11月4日

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|-------|-----------------|
| 申請者住所 | 奈良市法蓮町611番地の1 |
| 申請者氏名 | 大萩 ふみ子 |
| 道路の位置 | 奈良市法蓮町600番地の一部 |
| 道路の幅員 | 最大9.13m 最小8.53m |
| 道路の延長 | 8.17m |
| 指定年月日 | 平成27年3月24日 |
| 指定番号 | 第H2615号 |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

規定により告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------------------|-----------|
| 小林皮ふ科クリニック | 奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 | 平成27年3月1日 |
| ショーワ薬局 あやめ池東店 | 奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-32 | 平成27年2月1日 |
| オレンジ薬局 近鉄奈良店 | 奈良県奈良市東向北町3番地 木平ビル1階 | 平成27年3月1日 |
| 富雄ゆーあい薬局 | 奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワーアラモード1F | 平成27年3月1日 |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------------|---------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年4月1日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| サン薬局 紀寺店 | 奈良県奈良市紀寺町675-1 | | |
| 株式会社 関西メディコ | 奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12 | | |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|------------------|--------------------|-------|------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 松山 英徳 | | 柔道整復 | 平成27年2月23日 |
| 松山整骨院 (松山 英徳) | 奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目2番5号 | | |

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第176号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年3月24日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市告示第177号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本及び同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年3月26日揭示済)

奈良市告示第178号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき

者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成27年3月27日揭示済）

奈良市告示第179号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成27年3月27日揭示済）

奈良市告示第180号は、奈良市公報
号外第28号に掲載

奈良市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年3月24日 奈良市指令都整開 第13A-55号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年3月27日 第1455号
公共施設 平成27年3月27日 第684号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園北一丁目931番137、931番185、931番186、931番187、931番188、931番189、931番190、931番191及び931番280
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都江東区有明3丁目7番18号
スポーツクラブN A S株式会社
代表取締役社長 柴山 良成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園北一丁目931番188の一部及び931番280の一部

（平成27年3月27日揭示済）

奈良市告示第182号

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成19年奈良市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「行う事業」の次に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第4号中「事業」の次に「（前3号に掲げるものを除く。）」を加える。

第5条第2項中「得た額」の次に「以内の額」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2の1の表中「100分の50以内の額」を「100分の50」に、「100分の100以内の額」を「100分の100」に改める。

別表第2の2の表を次のように改める。

- 2 第4条第1項第2号の事業

| 国の補助金の交付を | 補助対象事業 | | 補助率 | | |
|------------|--------------|--------|--------|---------------------------|-----|
| | 事業規模指数 | | | | |
| | 土地、建物の保存修理等 | 左記以外 | 有形文化財 | 無形文化財 民俗文化財 文化財保存技術 | 記念物 |
| 0.1未満 | 0.01未満 | 100分の3 | - | 100分の5 | |
| 0.1以上0.2未満 | 0.01以上0.05未満 | 100分の3 | - | 100分の8 | |
| 0.2以上0.3未満 | 0.05以上0.2未満 | 100分の3 | 100分の1 | 100分の11 | |

| | | | | | |
|---------|-------------|------------|--------|---------|---------|
| 受けて行う事業 | 0.3以上0.6未満 | 0.2以上0.5未満 | 100分の4 | 100分の4 | 100分の14 |
| | 0.6以上1.5未満 | 0.5以上1.0未満 | 100分の4 | 100分の7 | 100分の15 |
| | 1.5以上3.5未満 | 1.0以上2.5未満 | 100分の5 | 100分の10 | 100分の15 |
| | 3.5以上10.0未満 | 2.5以上5.0未満 | 100分の5 | 100分の13 | 100分の15 |
| | 10.0以上 | 5.0以上 | - | 100分の15 | 100分の15 |

別表第2の3の表中「県指定文化財」を「県の補助金の交付を受けて行う事業」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の前日に、この告示による改正前の奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受け実施している事業に係る補助金については、事業が終了するまでの間、なお従前の例による。
(平成27年3月27日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成16年奈良市告示第448号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「熱意を持って」を削る。

第6条第3項を次のように改める。

- 相互援助活動を行う時間は、原則として午前7時から午後10時までの間とし、宿泊は行わないものとする。
第8条を次のように改める。

(報酬等)

第8条 第6条第1項の援助を受けた依頼会員は、援助会員に対し当該援助終了後、別表に定める報酬を支払うものとする。

2 相互援助活動に要する交通費、食事代、ミルク代、おやつ代、おむつ代等の実費は、依頼会員の負担とする。

3 依頼会員は、相互援助活動の依頼後に当該依頼を取り消したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の取消料を援助会員に支払うものとする。

- 相互援助活動を行う日の前日までの取消し 無料
- 相互援助活動を行う日当日の取消し 報酬額の半額
- 無断取消し 報酬額の全額

第10条を次のように改める。

(実施主体)

第10条 事業の実施主体は、奈良市とする。この場合において、事業の運営については、第1条の目的を達成するために、奈良市内で活動する次の要件を満たす法人に委

託するものとする。

- 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 前各号に定めるもののほか、法令等に違反する団体でないこと。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

| 区分 | 報酬額 (援助対象児童1人につき) |
|---|--------------------------------|
| 月曜日から金曜日までの日の午前8時から午後7時まで | 1時間まで700円 1時間以降30分までごとに350円 |
| 月曜日から金曜日までの日の上記以外の時間並びに日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日 | 1時間まで800円 1時間以降30分までごとに400円 |

備考

1 報酬額は、援助会員が自宅を出発してから相互援助活動の終了後その自宅に到着するまでの時間をもって算定するものとする。

2 1人の依頼会員が複数人の援助対象児童を預ける場合は、2人目以降の報酬額は半額とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月27日揭示済)

奈良市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月30日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 渡部 健史 奈良市敷島町二丁目 470番地の14 | 四俵 敬 奈良市敷島町一丁目 566番地の10 |

2 変更の年月日 平成26年4月1日

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市告示第185号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所観光経済部農林課内

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第186号

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「規則」という。)並びに奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年奈良市条例第35号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び規則並びに条例で使用する用語の例による。

(設置認可の申請)

第3条 幼保連携型認定こども園の認可を受けようとする者は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(以下「申請書」という。)に、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、認可申請を行った者(以下「申請者」という。)に、直接説明、報告等を求めることができる。

(申請に対する審査等)

第4条 市長は、記載の不備、必要な書類の漏れ等、申請書に形式上の不備があると認めるときは、速やかに、申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。

2 市長は、幼保連携型認定こども園の認可をしようとするときは、あらかじめ奈良市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第5条 幼保連携型認定こども園の設置者(以下「設置者」という。)は、規則第15条第2項の規定により、認可事項を変更しようとするときは、幼保連携型認定こども園認可事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)を市長に提出するものとする。

2 変更届出書には、変更事項を証する書類を添付しなければならない。

(廃止又は休止の認可申請)

第6条 設置者は、法第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、当該幼保連携型認定こども園の利用者が継続して幼児教育及び保育を受けることができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も再開の届出がない場合又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、設置者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

(再開)

第7条 休止した幼保連携型認定こども園を再開しようとする設置者は、あらかじめ市長に対し、再開に係る協議を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、申請書及び変更届出書の様式その他幼保連携型認定こども園の認可等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第187号

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱の一部を改正する告示

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱(平成24年奈良市告示第183号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市立左京こども園通園バス利用要綱

第1条中「認定こども園左京幼稚園」を「左京こども園」に、「左京幼稚園」を「左京こども園」に改める。

第2条中「幼稚園児」を「こども園児」に、「左京幼稚園」を「左京こども園」に改める。

第3条から第5条までの規定中「認定こども園左京幼稚園」を「左京こども園」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「認定こども園左京幼稚園」を「左京こども園」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第188号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の名称
近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林 哲也
- 3 事業施行期間
平成22年2月5日から平成27年3月31日まで
- 4 施行地区
（旧）奈良市押熊町、二名町の各一部
（新）奈良市中登美ヶ丘五丁目、中登美ヶ丘六丁目の各一部
- 5 施行認可の年月日
平成22年2月5日
- 6 終了の認可の年月日
平成27年3月31日

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第189号

奈良市ガバナンス懇話会開催要綱を次のように定める。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市ガバナンス懇話会開催要綱
(趣旨)

第1条 本市の機関の内部統制システム等について、外部の視点からの意見又は助言を求め、本市のガバナンスの強化、確立を図るため、奈良市ガバナンス懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ガバナンス 法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することにより、自ら健全に統治することをいう。

(2) 内部統制システム 業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいう。

(意見等を求める事項)

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の機関の内部統制システム等に関すること。
- (2) 懇話会の意見又は助言を受けての市が行う取組に関すること。
- (3) その他内部統制システム等に関し市長が意見を求める必要があると認める事項
(参加者)

第4条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 公認会計士
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会の参加を求めるものとする。
(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。
(運営)

第6条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、法務ガバナンス課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱の廃止)

2 奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱（平成23年奈良市告示第437号）は、廃止する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第190号

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱を

廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第58号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（平成27年3月31日揭示済）

奈良市告示第191号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）並びに奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第37号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び規則並びに条例で使用する用語の例による。

（確認の申請）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、法第31条第1項及び第43条第1項の規定により、特定教育・保育施設確認申請書及び特定地域型保育事業者確認申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、確認申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、直接に説明、報告等を求めることができる。

（申請に対する審査）

第4条 市長は、申請書が提出されたときは、記載事項の不備、必要な書類が添付されていないこと等、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるとする。

（利用定員増加の申請）

第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の設置者（以下「設置者」という。）は、法第32条第1項及び第44条第1項の規定により、利用定員を増加しようと

するときは、あらかじめ利用定員増加申請書を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第6条 設置者は、法第35条第1項及び第47条第1項の規定により、確認事項に変更があったときは、10日以内に確認変更届出書を市長に提出するものとする。

2 確認変更届出書には、変更事項を証する書類を添付しなければならない。

（利用定員減少の届出）

第7条 設置者は、法第35条第2項及び第47条第2項の規定により、利用定員を減少しようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、利用定員減少届出書を市長に提出するものとする。

（確認の辞退）

第8条 設置者は、法第36条及び第48条の規定により、確認の辞退をしようとするときは、3月以上の予告期間を設けた上で、確認辞退届出書を市長に提出するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この告示の施行の日前においても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る必要な手続を行うことができる。

（平成27年3月31日揭示済）

奈良市告示第192号

奈良市家庭的保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市家庭的保育事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市家庭的保育事業実施要綱（平成25年奈良市告示第690号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「については、」の次に「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）及び」を加える。

第7条第1項中「当該児童の保護者が奈良市保育の実施に関する条例（昭和62年奈良市条例第4号）第2条に該当する者であつて、かつ、当該児童が次の各号のいずれにも該当するもの」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第9条を次のように改める。

(申込手続等)

第9条 家庭的保育室の利用申込及び利用内定等については、奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱（平成27年奈良市告示第203号）に定めるところによる。

2 家庭的保育室に係る利用者負担額及び徴収については、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）の定めるところによる。この場合において、当該利用者負担額には、給食、日常生活において必要となるおむつ、肌着、寝具等の消耗品等に要する実費を含まないものとする。

第10条を削る。

第11条第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

別記第1号様式から第6号様式までを削る。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第193号

奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）及び奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び規則並びに条例で使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等設置認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、認可申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、直接に説明、報告等を求めることができる。

(申請に対する審査)

第4条 市長は、申請書が提出されたときは、記載事項の不備、必要な書類が添付されていないこと等、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申

請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとする。

(変更の届出)

第5条 家庭的保育事業等の設置者（以下「設置者」という。）は、規則第36条の36第3項及び第4項の規定により、認可事項を変更するときは、家庭的保育事業等変更届出書（以下「変更届出書」という。）に変更事項を証する書類を添付して市長に提出するものとする。

(休廃止の承認)

第6条 設置者は、法34条の15第7項の規定により、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、当該家庭的保育事業等の利用者が継続して保育を受けることができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も再開の届出がない場合又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、設置者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

(家庭的保育事業等の再開)

第7条 休止した家庭的保育事業等を再開しようとする設置者は、あらかじめ市長に対し再開に係る協議を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の日前においても、家庭的保育事業等の認可等に係る必要な手続を行うことができる。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第194号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(公立民営保育所を含む。以下同じ。)」を削る。

第2条第1号中「第35条」を「第35条第4項」に改め、「民間保育所」の次に「(以下「民間保育所」という。)のうち、次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 民間保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたもの
第3条ただし書中「前条第2号」を「前条第3号」に改め、「同条第1号」の次に「又は第2号」を加える。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 施設及び運営が、第2条第1号の規定に該当する民間保育所にあつては奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）及びその他の関係法令に、第2条第2号の規定に該当する民間保育所にあつては奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号）及びその他の関係法令に、第2条第3号の規定に該当する施設にあつては病児・病後児保育事業実施要綱に適合するよう努めること。

別表延長保育事業補助金の項中「4,569,000円」を「4,591,000円」に改め、同表入所児童処遇改善費補助金の項中「保育所運営費交付基準を超えて支出される運営費」を「入所児童の処遇改善のために必要な経費」に改め、同表給食費補助金の項中「保育所運営費交付基準を超えて支出される児童の給食費」を「児童の給食改善のために必要な経費」に改め、同表嘱託医手当補助金の項中「保育所運営費交付基準を超えて支出される内科医師の嘱託に要する経費」を「内科医師の嘱託に要する経費」に、「年額 165,600円以内の額」を「1回13,800円以内の額かつ年額 165,600円以内の額」に、「年額 58,000円以内の額」を「1回29,000円以内の額かつ年額 58,000円以内の額」に、「年額 29,000円以内の額」を「1回29,000円以内の額かつ年額 29,000円以内の額」に改め、同表一時預かり事業補助金の項中「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「一時預かり事業実施要綱（平成26年雇児発0529第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に改め、同表保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の項中「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」を「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱（平成26年雇児発0529第24号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に、「安心こども基金管理運営要領（平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱（平成26年雇児発0529第24号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に改める。

別表の付表1中「1,335,000」を「1,342,000」に、「2,148,000」を「2,166,000」に、「3,348,000」を「3,366,000」に、「4,592,000」を「4,624,000」に改める。

附則

この告示は、平成27年3月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第195号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年3月31日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年9月1日、同月2日、同月4日、同月6日、同月9日、同月11日、同月18日、同月19日、同月22日及び同月25日

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第196号

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第696号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第197号

奈良市奈良町南観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市井上町11番地
奈良市奈良町南観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘一丁目6番3号
有限会社くるみの木
取締役 石村 由喜子

3 指定管理者の指定の期間

開場の日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市奈良町南観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市奈良町南観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良市幼保再編検討委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保再編検討委員会設置要綱を廃止する告示
奈良市幼保再編検討委員会設置要綱（平成23年奈良市告示第300号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第199号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部
を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第200号

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を廃止する告示

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成16年奈良市告示第338号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第201号

市立奈良病院運営市民会議開催要綱を次のように定める。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

市立奈良病院運営市民会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市立奈良病院の運営等に関する協議を行い、もって地域の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、市立奈良病院運営市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。
(意見等を求める事項)

第2条 市民会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院の運営に関すること。
- (2) 病院に対する要望等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、市民会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師又は医療関係者
- (3) 公認会計士
- (4) 市民から公募した者
- (5) 福祉・保険団体関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して市民会議への参加を求めるものとする。
(運営)

第4条 市民会議の参加者は、その互選により市民会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、市民会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、病院管理課において処理する。
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(市立奈良病院運営市民会議設置要綱の廃止)

2 市立奈良病院運営市民会議設置要綱（平成17年奈良市

告示第253号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 当分の間、第3条の規定により市民会議への参加を求める者は、この告示の施行の際、現に市立奈良病院運営市民会議設置要綱第3条第2項の規定により市民会議の委員に委嘱された者とする。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市告示第202号

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

(奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

- 第1条 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第84号)の一部を次のように改正する。

第5条中「医療政策課」を「病院管理課」に改める。

(奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

- 第2条 奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第5条中「医療政策課」を「病院管理課」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。